

公民館の使用許可基準を緩和

公民館におけるさらなる学習機会等の充実を目的に、民間事業者等に対して使用許可を行う範囲を拡大します。

主催	-
日時	令和5年4月1日使用分より
場所	加古川市立公民館 12 館
内容	<p>これまで、公民館では、自主的に活動しているサークルや民間事業者等が実施する実費の範囲内の入場料や受講料等を徴収する講座等について使用いただいておりますが、公民館における学習機会等のさらなる充実を目的に、令和5年4月1日使用分から、民間事業者等が実施する実費の範囲を超える入場料や受講料等を徴収する講座等（※1）についても、使用許可を行うこととします。</p> <p>なお、実費の範囲を超える入場料や受講料等を徴収する場合の使用料については、加算料金（当該使用に係る使用料の10分の10）が必要となります。</p> <p>※1 入場料や受講料等が実費の範囲を超える場合、受講者一人当たりの金額は、実費を除き、以下の金額までを目安とします。 継続的に開催する講座等：月額 4,000 円及び日額 1,000 円 臨時的に開催する発表会や講演会等：1 回 3,000 円</p> <p>【新たに実現が見込まれる市民の方の学習機会の例】 ①民間事業者等が実施する、絵画教室やヨガ教室など ②市民団体による、入場料を徴収する講演会や展覧会など ※社会教育目的に合致しない、社内会議、採用試験や商品説明会等には使用いただけません。</p> <p>(<input type="checkbox"/> 初めて ・ 恒例 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 回目)</p>
対象（参加者）	-
定員	-
参加費	-
申込先・方法	使用を検討されている公民館にお問い合わせください。
目的・背景 その他	加古川市立公民館における、学習機会等のさらなる充実を目的に、民間事業者等に対して使用許可を行う範囲を拡大します。
市ホームページ	掲載予定（1月31日）
広報かこがわ	掲載しない